

# 国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2024年7月25日 オンライン会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷 竹生

## 本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	<a href="#">有形天然資源</a>	主要な論点の検討と ED 草稿のレビューを行った。	ED 草稿の修正箇所を確認した。	2
2	<a href="#">気候関連開示</a>	主要な論点の検討と ED 草稿のレビューを行った。	ED 草稿の修正箇所を確認した。 適用ガイダンスと設例のトピックスを検討した。	3
—	<a href="#">参考情報その1</a> <ul style="list-style-type: none"><li>現中計期間（2024～2028年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）</li><li>IPSAS と日本の政府会計の比較研究</li><li>基準書の日本語訳</li><li>コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター</li><li>過去の IPSASB 会議の報告記事</li><li>IPSASB のボードメンバー 一覧</li></ul>			8
—	<a href="#">参考情報その2</a> 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			11

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

RPG (Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2024 年 7 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2024 年 11 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

今回から、個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。また、本稿末

尾の「[参考情報その1](#)」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の資料をまとめているので参照されたい。

## 全般的事項

2024年7月のIPSASB会議は、2024年7月25日に、オンライン形式で開催された<sup>1</sup>。参加者は、18名のうち16名のボードメンバー（以下、メンバー）をはじめ、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて38名であった。

今回のIPSASB会議では、承認された文書はない。

## 1. 有形天然資源（アジェンダ1）

### (1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

#### ① プロジェクトの目的等

天然資源プロジェクトは、有形天然資源の認識、測定に関する調査研究と論点への対処を行うことを目的としている。

#### ② これまでの進展

2020年3月の会議でプロジェクト概要書<sup>2</sup>を承認した。2021年3月から検討を開始し、2022年3月会議でCP「天然資源」<sup>3</sup>を承認、同年5月に公表した。その後、2023年3月会議からED開発に向けた議論を行っている。天然資源プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (2) [草稿] IPSAS 第X号 (ED 第XX号) 「有形天然資源」の修正 (1.2.1)

事務局は、2024年6月会議以降に[草稿]IPSAS第X号(ED第XX号)「有形天然資源」に行った修正を説明した。IPSASBはその後、ED草稿のセクションごとのレビューを実施した。

6月会議指示事項への対応に関するメンバーのコメント：

- 範囲セクションの記載が「天然資源」のままになっている。
- 有形という用語の使用に関して一貫性の点から懸念がある。
- EDの第8項（認識）で将来の経済的便益への言及を削除した点に関して、有形天然資源はサービス提供のために保有する前提があるが、第3項の(c)や(d)では経済的便益を目的とすると書かれており、矛盾するように思われる。
- EDの第2項には開示が書かれているが、表示についても言及すべき。
- 「他のIPSASの修正」でも有形天然資源の用語が使用されているので、他の基準書で使用するための補足が必要ではないか。

<sup>1</sup> 会議の動画はYouTubeで公開されており、無償で視聴できる。

<sup>2</sup> 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

<sup>3</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会 \(IPSASB\) 「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」」の解説](#)

ED レビュー中のメンバーのコメント：

- 非交換の用語をカッコ書きにしている点は、フランス語やドイツ語への翻訳時に意味が変わってくるので、コンマを使った表現の方が良い。
- 現在価値に関する第 23 項の削除理由は何か。
- コンポーネントの減価償却に関する第 34 項の削除理由は何か。
- 「適用指針」の AG9 項は不明確。
- AG22 項の「例えば」は不要ではないか。
- 「他の IPSAS の修正」の IPSAS 第 1 号第 134 項で、なぜこのプロジェクトが IPSAS 第 1 号の修正に至ったのかの説明が不明確である。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 事務局が提案した ED 草稿の修正を承認した。ただし、天然資源の用語定義の(b)の後半部分を削除する提案は却下した。</li></ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「有形天然資源」の用語の変遷を「結論の根拠」で明確に説明するため、一部メンバーと協力する。</li><li>• 「有形天然資源」の用語を ED 全体で一貫して使用する。</li><li>• 本文、適用指針、他の IPSAS の修正、結論の根拠、の各セクションに、セクションごとのレビューで出たコメントを反映する。</li></ul>

## 2. 気候関連開示（アジェンダ 2）

### (1) プロジェクトの説明とこれまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関するガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月に CP 「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>4</sup>を公表した。

2022 年 10 月会議から当該 CP に寄せられたコメントの分析を開始し、今後の IPSASB のサステナビリティ報告関連の活動の方向性について議論を重ね、2023 年 3 月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023 年 6 月会議でプロジェクト概要書を承認した。現在は公開草案を開発しており、2024 年 9 月会議で承認することを目指している。

サステナビリティ報告プロジェクトのこれまでの進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

### (2) プロジェクトの管理プロセスと次のステップ (2.2.1)

事務局から、6 月会議以降の進展と、今後の予定について説明があった。7 月会議の結果を踏まえて、8 月 22 日にもオンライン会議を任意参加で開催し、9 月会議の ED 承認に向けた事前検討を進める。

<sup>4</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会 \(IPSASB\) 「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

### (3) 6月会議の指示事項－公的な政策プログラム (2.2.2)

事務局は以下を提案した。

- ED 草稿の「範囲」のセクションにフローチャートを含むガイダンスを追加し、主体自身の事業活動と公的な政策プログラムに関するガイダンスを理解しやすくする。
- 主体自身の事業と公的な政策プログラムに関する用語定義を修正し、概念を明確にする。
- 詳細な適用指針をまとめて掲載し、関連する開示規定に誘導できるようにする。

フローチャートに関するメンバーの主なコメント：

- 環境担当の省庁だけでなく、幅広い主体がこの開示を行えるようにすべき。
- フローチャートが AG4 項と AG22 項には当てはまらない。
- 実際は温室効果ガスに関する開示に限られるが、より幅広い気候変動に関連するリスクと機会という用語をそのまま使用することで良いか。
- 企業のバリューチェーンに関する知識を持たない人が読んだときに、直感的に理解できるようにすべき。
- フローチャートが本文にあるが、慣習的に OK なのか。
- 二つ目の設問「これらの公的な政策プログラムの主目的は気候変動に対処することか」は、プログラムの全体か、それとも特定のプログラムなのか。

用語定義と適用指針に関するメンバーのコメント

- 公的な政策プログラムの用語について、サービス提供、政策設定、モニタリングなどの全ての主体の活動を含むと明確にすべきである。バリューチェーンの用語定義は変えなくても良い。
- 主体自身の事業は、主体が行う全ての活動を含み、公的な政策プログラムとは異なる。しかし、事業モデルの定義は、活動を通じてインプットをアウトプットやアウトカムに変換する仕組みなので、政策の策定に関係する。公共政策の問題から主体自身の事業を明確に切り離すことはできない。
- 第 14 項で気候変動に関連しない政策についての報告の選択肢を示しているが、もしこの選択肢を認めると、非常に広範囲の結果をもたらす。本文の範囲セクションにも明記すべきではないか。
- 公的な政策プログラムの用語定義については、もう少し検討する必要がある。
- 文中で使用されているアウトカムの用語の範囲が一貫していない。RPG 第 3 号の用語定義を導入してはどうか。
- バリューチェーンには公的な政策プログラムを含めるべきではない。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"><li>• 主体自身の事業と、気候関連の公的な政策活動の違いを明確にするために、(i) 範囲に関するガイダンスを追加する、(ii) 用語定義を修正す</li></ul>
------	--

	る、(iii) 詳細な適用指針を示す。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることを条件とする。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の点についてフローチャートを修正する。(i) 全ての主体に関する開示（例：気候関連のリスクと機会）を、チャートの左側に寄せる。(ii) 「追加的な」の用語が気候関連のリスクと機会に適切かどうかを検討する。(iii) フローチャートは主体全体に適用するのか、特定のプログラムに適用するのかを明確にする。</li> <li>気候関連の公的な政策プログラムの用語定義における「気候変動」の用語を再検討する。</li> <li>バリューチェーンの用語定義を再検討する。特に、公的な政策プログラムに関するダウンストリームへの影響を、本 ED 草稿の目的上、バリューチェーンから除外する件を説明する方法について再検討する。</li> <li>主体が他の政策プログラムに係る開示を追加する選択肢は、適用指針だけでなく本文の範囲で提供すべきかどうかを検討する。</li> <li>「アウトカム」と「気候関連のアウトカム」の用語定義を再検討する。特に「アウトカム」が公的な政策プログラムに関係するかどうか、及び個別の定義が必要かどうかについて検討する。</li> </ul>

#### (4) 6 月会議の指示事項－ED 草稿の構成 (2.2.3)

事務局は ED の構成をトピック別に以下のように変更することを提案した。

- 本文は概ね S2 と整合する内容とする。
- 適用指針を「自身の事業」と「公的な政策プログラム」の二つに大きく区分する。

	本文	適用指針 1 (自身の事業)	適用指針 2 (政策とアウトカム)
ガバナンス	S2 と整合	公的部門用	公的部門用
戦略	S2 と整合	S2 と整合/ 公的部門用	公的部門用
リスク管理	S2 と整合	公的部門用	公的部門用
指標と目標	S2 と整合/政策	S2 と整合/ 公的部門用	公的部門用

メンバーの主なコメント：

- S2 に忠実に従いすぎていないか。
- もっと厳密に分けるべきである。S2 はアウトサイド・インのアプローチで設計されているが、インサイド・アウトで設計すべきである。
- 公的な政策プログラムに関する内容を本文に含めるべきか、検討が必要である。
- AG25 項は更新されておらず、意図と異なっている。

- AGI.19 は他者が気候関連リスクに対処するためのものであり、公的部門の業務に影響を与える気候関連リスクとは異なるのではないか。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED 草稿を再構成し単純化する提案は適切である。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることを条件とする。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS-S2 が外部から内部への視点に焦点を当てていることと比較して、公的な政策に適用できるアウトカムや内部から外部への視点に焦点を合わせ強調していることを明確にするために、気候関連の公的な政策プログラムには、公的部門用の文章の追加がどこに必要かを検討する。</li> <li>気候関連の公的な政策プログラムに関して考慮すべき気候関連のリスクと機会（例：他の主体のリスクと機会）と、報告主体にとって気候関連のリスクと機会である IFRS S2 の定義を明確にする方法を検討する。</li> </ul>

#### (5) 適用ガイダンスと設例－IFRS S1・S2 に基づくトピックス (2.2.4)

事務局は、サステナビリティ関連の財務情報の開示について IFRS-S1 と S2 のガイダンスに整合するように選択したトピックス (2.2.4 の付録 1 に掲載) を、それぞれ IG と IE のセクションに追加することを提案した。

メンバーの主なコメント：

- 温室効果ガスを発生させる業務活動は、その主体の温室効果ガス排出の範囲に含まれることを示す設例等を設けることができるのではないか。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS-S1 「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS-S2 「気候関連開示」に付随するガイダンスに基づく IG や IE を含めることは適切である。</li> <li>ただし、IFRS-S2 の産業別のガイダンスは除外することが適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門の主体内部の機能（政策立案機能とその他の機能など）による温室効果ガスの分解について、公的部門特有の IE を設けることを検討する。</li> </ul>

#### (6) 適用ガイダンスと設例－新規トピックス (2.2.4)

事務局は、2.2.4 の付録 2 に掲載したトピックスに基づいて、新しい IG と IE を起草することを提案した。

メンバーの主なコメント：

- 気候変動に関連しないプログラムでも、主体が希望すれば開示できるという部分について、実際にはどのような方法で開示できるのか。
- IG3 が本当に必要なのか検討すべき。適用指針で述べていることと同じに読める。
- 合理性の要件について言及しているが、さらに、「かつ重要である」を加えては。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的部門用のトピックス（定義、気候関連の公的な政策プログラムの戦略、気候関連の公的な政策プログラムの指標と目標、移行）に関する新しい IG と IE を追加することは適切である。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることを条件とする。</li> <li>• 新しい IG と IE について提案された、質問、要旨、答え、はそれぞれ適切である。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることを条件とする。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IG3 項を削除することを検討する。ただし、何かしら基本原則が本文や適用指針で説明されていない場合は除く。</li> <li>• 重要性は一般的なものであるという点を IG4 項に反映する。</li> <li>• IE1 項を社会、環境、経済への影響に結び付けることを検討する。</li> </ul>

以 上



## 参考情報その1 (2024年8月16日時点)

1. 近年に公表済みの基準書等 (原文と日本語解説記事)
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	<a href="#">リンク</a>
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	<a href="#">リンク</a>
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	<a href="#">リンク</a>
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	<a href="#">リンク</a>

### 1. 近年に公表済みの基準書等 (原文と日本語解説記事)

基準書等	公表年月	原文	解説記事
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第1号及び第3号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
概念フレームワークの改訂：第7章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
概念フレームワークの改訂：第5章「財務諸表の構成要素」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	
概念フレームワークの改訂：第3章「質的特性」	2023/10	<a href="#">リンク</a>	
IPSAS 第45号「有形固定資産」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第46号「測定」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第47号「収益」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第48号「移転費用」	2023/05	<a href="#">リンク</a>	執筆予定
IPSAS 第49号「退職給付制度」	2023/11	<a href="#">リンク</a>	執筆予定

### 2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第28号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準 \(IPSAS\) との比較～](#)」(2022/03)

### 3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク (仮訳)	2015/07	<a href="#">リンク</a>
IPSAS 第40号 公的部門の結合 (2016年1月初公表版)	2018/03	<a href="#">リンク</a>



基準書等	翻訳公表	日本語訳
(2021年ハンドブック版) IPSAS 第1号 財務諸表の表示 IPSAS 第2号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第3号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第4号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第5号 借入コスト IPSAS 第9号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第10号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	<a href="#">リンク</a>

#### 4. 近年に公表されたコンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」	2022/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
コンサルテーション・ペーパー「天然資源」	2022/05	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第83号「サステナビリティ・プログラム情報の報告」	2022/11	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第84号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産（IPSAS 第43号及びIPSAS 第23号の修正）」	2023/01	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第85号「IPSAS の改善 2023」	2023/10	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	なし
コンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画 2024-2028」	2023/10	<a href="#">リンク</a>	なし	<a href="#">リンク</a>
公開草案第86号「鉱物資源の探査及び評価」及び公開草案第87号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第12号の修正）」	2024/01	<a href="#">リンク</a> <a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>
公開草案第88号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第47号及びIPSAS 第48号の修正）」	2024/03	<a href="#">リンク</a>	執筆予定	なし
公開草案第90号「IPSAS 第46号「測定」の適用によるIPSAS の修正」	2024/08	<a href="#">リンク</a>	執筆予定	検討中
公開草案第91号「『発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用』の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第33号の修正）」	2024/08	<a href="#">リンク</a>	執筆予定	検討中

## 5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2023/02	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2023/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	<a href="#">リンク</a>
2023/06	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>
2023/07	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2023/09	スイス／チューリッヒ	<a href="#">リンク</a>
2023/10	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2023/12	カナダ／トロント	<a href="#">リンク</a>
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	<a href="#">リンク</a>
2024/05	バーチャル開催	<a href="#">リンク</a>
2024/06	カナダ／トロント	執筆予定

## 6. IPSASB のボードメンバー

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Luzvi Chatto	フィリピン	監査委員会	2019
Lynn Pamment	イギリス	ジャージー、元 PwC	2019
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Liang Yang	中国	デロイト	2022
Maik Esser-Müllenbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリッヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024

※ Ian Carruthers 議長は 3 期目（任期が 2025 年末までに 1 年延長された）。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

## 参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

[アジェンダ1 有形天然資源](#)

[アジェンダ2 気候関連開示](#)

### アジェンダ1 有形天然資源 (今回の会議の記事は[こちら](#))

#### 1. CPの開発(2021年3月~2022年3月)

2020年3月の会議でプロジェクト概要書<sup>5</sup>を承認した。

2021年3月から検討を開始し、2022年3月会議でCP「天然資源」<sup>6</sup>を承認、同年5月に公表した。コメント期限は2022年10月17日。

#### 2. 2023年3月会議 コメントのレビュー

##### (1) CPに寄せられたコメントの初回レビュー(12.2.1)

事務局はCP「天然資源」に寄せられたコメントレターの分析結果を説明した。コメントレターは49件で、これまでのIPSASBの公表文書よりも幅広い組織から寄せられたことが特徴的であり、この分野に対する関係者の関心の高さが伺われる。

##### (2) 天然資源の一般的な説明文に対するコメントレターへの対応案(12.2.2)

事務局は、天然資源とその他の資源との関係をどのように描写(delineation)すべきかについて、天然資源のタスクフォースと事務局が協力して検討を進め、6月会議での議論に向けて準備することを提案した。

議論の結果、天然資源とその他の資源の関係の描写は必要であることを合意した。また、事務局に対して、6月会議に向け、原則主義に基づいて描写した資料を作成するように指示した。

##### (3) 探査、評価及び採掘活動のコストに関するガイダンスをIFRSと整合させるべきか(12.2.3)

事務局は、探査、評価及び採掘活動のコストに関して、IFRSやIFRIC解釈指針に基づくガイダンスを天然資源プロジェクトで開発すること、ただし天然資源の認識、測定及び表示・開示とは別個のIPSASとして開発することを提案した。

関係者からCPに寄せられたコメントレターに基づき、一般目的財務諸表の範囲内となる天然資源の報告を扱う公開草案と、探査、評価及び採掘活動のコストに関する公開草案を区別して開発することを決定した。

<sup>5</sup> 天然資源の[プロジェクト概要書](#)

<sup>6</sup> 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会\(IPSASB\)「コンサルテーション・ペーパー「天然資源」の解説](#)

また、基準書案の目的と範囲に照らして CP から取り込むことが可能なガイダンスを明示するとともに、認識、測定及び開示のガイダンス案を含む公開草案の大枠を作るように、事務局に指示した。

#### (4) 天然資源の認識に関する懸念への対応案 (12.2.4)

事務局は、一般目的財務諸表上に認識・測定する天然資源について、公開草案の開発を 2023 年の第 2 四半期から開始すべく、タスクフォースと協力することを提案した。他にも、プロジェクトの工程表を修正し、2023 年 6 月の CAG 会議で CAG の意見を聞いた上で、その結果を同月の IPSASB 会議に報告する予定であると説明した。

この点について、③で先述したように、探査、評価及び採掘活動のコストに関し、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」及び IFRIC 解釈指針第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」に基づいて、天然資源の認識、測定及び表示・開示とは別の公開草案を開発することを決定した。事務局には、初稿を開発するように指示した。

### 3. 2023 年 6 月会議

#### (1) 教育セッション：KPMG カナダの鉱業専門家による IFRS 第 6 号の解説

民間部門における IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」の適用実務について、KPMG カナダの鉱業専門家である Daniel Ricica 氏と Christy Latalisa 氏が解説した。メンバーからは謝意とともに、多数の質問があった。

IFRS 第 6 号は、任意適用の基準で、適用必須ではない。法的な採掘権が取得され、技術的・商業的に実行可能性が実証された時点から適用を開始する。実証には、実行可能性調査と取締役会の承認が必要。適用前は探査・評価のコストの全てを費用処理する。また、一定の時点で IAS 第 16 号「有形固定資産」に移行することになる。

#### (2) プロジェクトの計画と工程表案 (9.2.1)

事務局は、公開草案の承認予定時期を現行の作業計画上の 2023 年 12 月会議から 3 か月延ばすとともに、二つの公開草案を 2024 年 3 月に承認することを提案した。一つは一般目的財務諸表における天然資源の財務報告ガイダンスを提供する公開草案で、もう一つは民間部門のガイダンスである、IFRS 第 6 号及び IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」と整合する公開草案である。

決定事項	プロジェクト工程の修正案は適切である。
------	---------------------

#### (3) 天然資源の公開草案の枠組み (シェル ED) (9.2.2)

事務局は、公開草案に記載すべき事項の一覧 (シェル ED) を、議案書の 9.3.1 として提示した。事務局は、このシェル ED で提案した主要原則に基づいて天然資源 ED を開発することを提案した。メンバーからは範囲や開示についての質問があったが、その他は会議外でコメントを事務局に送付することとされた。

**(4) 天然資源の定義案 (9.2.3)**

事務局は、次の3項目を提案した。

- IPSAS 第 12 号「棚卸資産」、IPSAS 第 16 号「投資不動産」、IPSAS 第 27 号「農業」、IPSAS 第 31 号「無形資産」、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」の各 IPSAS の範囲に含まれる項目は天然資源 ED の範囲外とする。
- 天然資源の定義を次のように定める。

天然資源とは、次の項目をいう。

- (a) 自然に生じ、かつ、
- (b) 「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」で定義する資源である。

- 概念フレームワークの定義に従って「資源」の用語を使用することを明確に説明する。

<b>事務局への指示</b>	<p>天然資源の定義を再検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行 IPSAS を用いた範囲外の項目に依拠するのではなく、天然資源をポジティブに定義する。</li> <li>• 「自然に生じる」(naturally occurring) の意味について、国連の環境経済勘定 (SEEA)、GRI 基準、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) などが定めたフレームワークにおける、天然資源やサステナビリティに関する幅広い議論に基づく定義と整合するように説明する。</li> </ul>
----------------	--

**(5) 天然資源を認識しないという反証可能な推定 (9.2.4)**

事務局は、天然資源の公開草案に次の3項目を盛り込むことを提案した。

- 天然資源を一般目的財務諸表上に認識する詳細な規準を定める。
- 天然資源は一般的に資産として認識できないという反証可能な推定を含める。
- 天然資源が資産の認識規準を満たすという例外的な場合に関し、認識と測定ガイダンスを定める。

<b>事務局への指示</b>	<p>天然資源の認識に関するガイダンス案を次のように修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 概念フレームワークの資産認識規準を明確に取り入れる。</li> <li>• 関係者が提起した天然資源の認識における課題を反映する。</li> <li>• 反証可能な推定は使用しない。</li> <li>• 天然資源だけでなく、関連する支出の会計についても検討する。</li> </ul>
----------------	--

**(6) 天然資源 IPSAS の草稿 (9.2.5)**

事務局は天然資源 IPSAS の草稿を議案書 9.3.2 で提案したが、議論しなかった。現時点でコメントのあるメンバーは、会議外で事務局にコメントを提出することとされた。

**4. 2023 年 9 月会議**

**(1) 天然資源：プロジェクト管理（14.2.1）**

事務局がプロジェクトの進め方と工程表について説明した。

**(2) 天然資源の修正定義案（14.2.2）**

事務局は天然資源を次のように定義することを提案した。

天然資源とは、次の項目をいう。

- (a) 人工的な助力なしに存在している（すなわち、自然に生じる）、かつ、
- (b) サービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力のどちらかを、主体にもたらす。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天然資源の用語を次のとおり定義する。 サービス提供能力又は経済的便益を生み出す能力を伴う、自然に生じる項目</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 天然資源の用語定義の開発に係る「結論の根拠」の記述に一貫性を持たせる。</li> <li>• コンサルテーション・ペーパーの論考と予備的見解、それらに対する回答者のコメントを考慮し、天然資源のガイダンス案は単独の基準書とするべきか、それとも既存の IPSAS の修正とすべきかを検討する。</li> </ul>

**5. 2023年12月会議**

**(1) 認識規準の修正案（3.2.1）**

事務局は、次のような天然資源の認識規準を提案した。

決定事項	<p>主体は、天然資源を次の場合に限り、資産として認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 主体が過去の事象の結果として天然資源を支配している。</li> <li>(b) 天然資源に付随する将来の経済的便益又はサービス提供能力が、主体に流入する可能性がある。かつ、</li> <li>(c) 天然資源が信頼性をもって測定できる。</li> </ul>
------	---

決定事項	<p>以下の認識規準とすることを決定した。（事務局案とは順番が異なる。）</p> <p>天然資源は、次の場合には資産として認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 天然資源に付随する将来の経済的便益又はサービス提供能力が、主体に流入する可能性がある。</li> <li>(b) 主体が過去の事象の結果として天然資源を支配している。かつ、</li> <li>(c) 天然資源が信頼性をもって測定できる。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 適用指針を充実させるために、支配に関する CP の説明文を活用する。</li> <li>• 規準案と関連ガイダンスの記載順を概念フレームワークの記載順と同じになるようにする。</li> </ul>



**(2) 保護を目的として保有する天然資源 (3.2.2)**

事務局は、以下の2点を提案した。

- 保護を目的として保有する天然資源について、その保護が主体の目的の達成に資する場合には、概念フレームワークの定義する資源であるとみなすことができる。
- 3.2.1 で提案する認識ガイダンスが当該資源に適用できる。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護を目的として保有する天然資源は、その保護が主体の目的達成に貢献するならば、概念フレームワークに定義する資源であると考えられる。</li> <li>• 保護を目的として保有する天然資源が、過去の事象の結果として主体が支配し、信頼性をもって測定できる場合には、資産の認識規準を満たす。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「保護を目的として保有する」とは何を意味するのかを、定義するか、又は説明する。</li> <li>• 保護を目的として保有する天然資源と、保護を目的として保有する遺産資産の描写を明確にする。</li> </ul>

**(3) 測定ガイダンスの修正案 (3.2.3)**

事務局は、以下を提案した。

決定事項	<p>(a) 天然資源の支配が交換取引を通じて取得される場合には、当初測定は取引価格で行う（通常は、現在価値になる）。天然資源の現在価値が信頼性をもって測定できない場合には、資産の認識規準を満たさない。 天然資源の支配が非交換取引を通じて取得される場合には、当初測定はみなし原価で行う。</p> <p>(b) IPSAS 第12号「棚卸資産」、第45号「有形固定資産」、第16号「投資不動産」、第27号「農業」の範囲内の天然資源は、当該基準書に従って測定すべきである。</p> <p>(c) 保護を目的として保有する天然資源は、現在価値で測定すべきである。その場合、増減額は、再評価剰余金に直接計上する。</p> <p>(d) 保護を目的として保有する天然資源は、減価償却をすべきではなく、減損の兆候の有無を毎年検討すべきである。減損損失は、発生時に剰余金又は欠損に認識する。</p>
------	--

決定事項	<p>天然資源の当初測定は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資産の支配が交換取引を通じて取得される場合には、取引価格で測定する。</li> <li>• 資産の支配が非交換取引を通じて取得される場合には、みなし原価（現在価値）で測定する。</li> </ul>
------	---



事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>認識と当初測定について他の IPSAS と相互参照を行い、結論の根拠でも説明する。</li> <li>事後測定について、特に IPSAS 第 45 号や IPSAS 第 46 号などの他の IPSAS との整合性に関して再検討する。</li> <li>事後測定を再検討することになった場合、再評価による利得又は損失をどこに認識するべきかという論点を再検討する。</li> </ul>
---------	--

**(4) ガイダンスの公表方法 (3.2.4)**

2023 年 9 月会議の[アジェンダ 14.2.2 の事務局への指示事項](#)に対応するため、事務局は、天然資源のガイダンスを単独の IPSAS として公表することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然資源のガイダンスは単独の IPSAS とすべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然資源タスクフォースと協力して、他の現行 IPSAS との住み分けに関する説明文案をつくり、2024 年 3 月会議の決定に向けて分析結果を示すこと。</li> </ul>

**(5) 表示 (display) と開示の案 (3.2.5)**

事務局は、表示 (display) と開示について以下を提案した。

(a) 資産の定義を満たす天然資源に関する情報を一般目的財務諸表 (GPFS) に開示し、資産の定義を満たさないが主体の財務及びサービス提供能力を理解するために重要な項目に関する情報は一般目的財務報告書 (GPR) に表示することが適切である。
(b) 現行の IPSAS の範囲内の認識された天然資源資産については、IPSAS 第 12 号「棚卸資産」、第 45 号「有形固定資産」、第 16 号「投資不動産」、第 27 号「農業」の、それぞれの表示 (display) と開示の規定に誘導する。
(c) 保護を目的として保有する天然資源で認識済みのものは、財務諸表上、非流動資産に区分表示するとともに、3.2.5 の第 12 項～第 13 項に挙げた詳細な開示を求める。
(d) CP「天然資源」で提示した、以下の開示規定の追加案を取り込む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の定義を満たすが、信頼性をもって測定できないため認識しない天然資源の開示</li> <li>未認識の天然資源に関する保管責任</li> </ul>

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局への指示事項が満たされることを条件として、表示 (display) と開示の要求事項案は適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務諸表の利用者に有用な情報を提供できる保護計画について情報開示を検討するために、IPSAS 第 45 号の結論の根拠の文章を活用する。</li> <li>会計処理単位に関する潜在的な開示を検討する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての関連する IPSAS にまたがる開示（天然資源に関する全ての開示が一緒に表示できるかどうかを含む）について、適切にリンクし整合性を保てるようにすること。</li> </ul>
--	---

**(6) 経過措置 (3.2.6)**

事務局は、天然資源の IPSAS について、遡及適用と将来に向けた適用の双方を認めることを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局への指示事項が対応されることを条件として、天然資源のガイダンスは将来に向けて適用することも、遡及適用することもできる。</li> <li>天然資源のガイダンスは、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」や IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」に基づくガイダンス案とは別に適用可能である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価に十分な時間を与えるために天然資源の発効日を遅らせるべきかどうかの検討について、IPSAS 第 45 号の結論の根拠における、発効日に関する議論を参照する。</li> <li>将来に向けた適用に関する修正アプローチを利用可能とすべきかどうか（すなわち、適用日後に取得した天然資源にのみ基準書を適用すべきかどうか）について検討する。</li> <li>どの経過措置がより適しているかを主体が検討しやすくなるように、適用指針の追加を検討する。</li> </ul>

**(7) 他の IPSAS の修正 (3.2.7)**

事務局は、IPSAS 草稿の「他の IPSAS の修正」の案に、以下を含めることを提案した。

- IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」：認識する天然資源について開示規定を追加する。
- 資産の用途に基づいて、認識後の会計処理を次の IPSAS に基づいて行う天然資源の認識と測定ガイダンスの修正は、「他の IPSAS の修正」から削除する。
  - IPSAS 第 12 号「棚卸資産」
  - IPSAS 第 16 号「投資不動産」
  - IPSAS 第 27 号「農業」
  - IPSAS 第 45 号「有形固定資産」
- IPSAS 第 45 号の遺産資産の説明文を修正する。
- IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準 (IPSAS) の初度適用」の移行期間中の天然資源について、認識・測定の免除を追加する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IPSAS 第 33 号「発生主義 IPSAS の初度適用」の修正案は適切である。</li> </ul>
------	--

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産項目の説明の変更案を、保護目的で保有する天然資源の定義又は説明を行った後で、再検討する。</li> </ul>
---------	--

### (8) 適用ガイダンスと設例に関するトピックス案 (3.2.8)

事務局は、3.2.8 の付録 1 に記載したトピックスについて、適用ガイダンスと設例を追加することを提案した。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.2.1～3.2.7 までの議題に関する指示事項に基づいて、適用ガイダンスと設例を再検討する。他の IPSAS に適用ガイダンスや設例を追加して、天然資源の IPSAS から参照する方法も検討する。</li> <li>CP から追加の設例を取り入れることを検討する。</li> <li>支配と測定について設例を含めること、及び何が当初認識のきっかけになるのかについて検討する。</li> </ul>
---------	---

### (9) 公開草案の詳細なレビュー (3.3.1)

IPSASB は、公開草案の草稿をページごとにレビューした。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバーのコメントに基づき、適用指針のフローチャートなどについて ED を修正する。</li> </ul>
---------	--

## 5. 2024 年 3 月会議

### (1) ED「天然資源」の範囲修正 (7.2.1)

事務局は、ED 草稿の範囲から以下の項目を除外することを提案した。

<ul style="list-style-type: none"> <li>(d) 製造プロセス又はサービス提供で消費するか、又は売却若しくは配分目的で保有するための項目</li> <li>(e) IPSAS 第 16 号「投資不動産」の範囲内の不動産</li> <li>(f) 天然資源に関係する義務。これらの義務は IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲内である。</li> <li>(g) 農業活動に関係する生物資産 (IPSAS 第 27 号「農業」を参照)</li> <li>(h) IPSAS 第 31 号「無形資産」の範囲内の無形資産</li> <li>(i) IPSAS 第 43 号「リース」で定義するリース</li> <li>(j) IPSAS 第 44 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される天然資源</li> <li>(k) 財又はサービスの製造又は供給で使用するため、他者へ賃貸するため、又は行政目的で保有する、有形の非流動資産 (IPSAS 第 45 号「有形固定資産」を参照)</li> <li>(l) 探査及び評価資産の認識及び測定 ([草稿] IPSAS 第 XX 号 (ED 第 86 号)「鉱物資源の探査及び評価」を参照)</li> </ul>
---

事務局提案に対して、メンバーの意見は幅広く、賛否が分かれたが、現時点では全てを除外せずに俎上に載せるべきであるとの意見が多かった。

広範な対象から始まり、有形資産に限定している前提があるため、社会給付のアプローチ（戦略的ハンドリング）を使うことを議長が提案。ED で代替的見解を載せることで利用者の意見を求めることで決定。有形無形については、有形に限定する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED は事務局が提案した範囲に基づいて起草する。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED 草稿に記載する「目的」の文言を見直し、決定した範囲、及び当該範囲に関する SMC に整合させる。</li> </ul>

**(2) 保護の定義 (7.2.2)**

事務局は、天然資源の文脈で使用する「保護 (conservation)」の定義を次のように提案した。

<p>人間の活動による劣化から、天然資源を管理し保護する活動。</p> <p>“The act of managing and protecting a natural resource from degradation due to human activity.”</p>
--

Due to human activity のセンテンスは削除する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保護」は、「劣化に対して天然資源を管理し保護する活動」と記述すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保護」について会計処理単位に関する追加ガイダンスを策定し、天然資源を保護する理由の一つは、将来世代の便益のためであると説明する。</li> </ul>

**(3) 公開草案で測定ガイダンスを表示するアプローチ案 (7.2.3) 及び (4)事後測定ガイダンスの修正案 (7.2.4)**

事務局は、以下を提案した。

<p>(a) ED の規範性のある文章では、IPSAS 第 46 号「測定」の原則レベルのガイダンスのみを参照する。IPSASB は 2023 年 12 月に当初測定について決定したことに留意。事後測定はアジェンダ 7.2.4 で取り上げる。</p> <p>(b) 適用指針 (AG) では、保護のために保有する天然資源の現在価値は、現在操業価値を使用して測定すべきであることを明確にする。</p> <p>(c) 適用ガイダンスと設例には、可能であれば現実のサンプル事実パターンに基づく例を含め、天然資源資産の現在操業価値の測定に関する考慮事項と潜在的なアプローチを通して含める。これらの適用ガイダンスと設例は、2024 年 6 月の会議で IPSASB に提示する予定である。アジェンダ 7.2.5 を参照。</p>
---

また、事務局は、ED「天然資源」の範囲内の天然資源資産は、IPSAS 第45号「有形固定資産」と同じ測定モデルを使用して事後測定することを提案した。

事務局提案に対して強い反対意見はなかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局への指示事項が満たされることを条件として、天然資源はIPSAS 第45号の事後測定モデルを用いて測定すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後測定のガイダンス案を修正し、ED 草稿の範囲内のすべての天然資源に適用されるようにする。また、保護に関するガイダンスは、適用ガイダンスへ移動する。</li> <li>天然資源は減価償却しないという反証可能な推定を含める。</li> <li>原価の測定、事後支出に係る会計処理、現在価値の使用を選択するかどうか、に関するガイダンスは天然資源の全体に適用されることを明確にする。</li> </ul>

#### (5) ED「天然資源」に対するその他の変更点（7.2.5）

事務局は、アジェンダ 7.2.5 のパラグラフ 6 から 19 に挙げた変更を行うことを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然資源の認識の中止と、経過措置に関するガイダンス案は、適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPSAS 第45号のガイダンスをもとに、会計処理単位に関する追加の適用指針を策定する。</li> <li>地下資源、水資源、生物資源に関する適用指針案は、適用ガイダンスのセクションに移動する。</li> <li>IPSAS 第18号「セグメント別報告」のガイダンスが天然資源に関連する活動の幅広い開示に使用可能かどうかを検討する。</li> <li>ED 草稿の範囲外のものを含む、すべての天然資源に関する情報の開示を一つの注記にまとめて表示することを義務付けるかどうかについてSMCを一つ追加する。</li> <li>遺産項目と保護目的で保有する天然資源の違いは、当該項目を保有する目的によるということの説明とその配置について検討する。</li> </ul>

#### (6) 適用ガイダンスと設例のトピックス案（7.2.6）

事務局は、アジェンダ 7.2.6 の付録 A に挙げたトピックスに基づいて適用ガイダンスと設例を設けることを提案した。

事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>リワイルディング（自然環境の回復）に係る適用ガイダンスを作る。</li> <li>タスクフォースと協力して、適用ガイダンスと設例を作る。</li> </ul>
---------	--

## 6. 2024年6月会議

### (1) 天然資源プロジェクトの管理 (9.2.1)

事務局は、天然資源プロジェクトのこれまでの進捗と、今後の予定について概説した。  
CAGのメンバーは、今回の議題である適用ガイダンスと設例について概ね同意している。

### (2) 適用ガイダンスと設例 (9.2.2)

天然資源タスクフォースは、適用ガイダンス (IG) と設例 (IE) を、議案書 9.2.2 の付録 A に示した内容で起草することを提案した。また、事務局は、未認識の土地の開示例を、天然資源 ED から IPSAS 第 45 号「有形固定資産」に移動することを提案した。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用ガイダンスと設例のトピックス案は適切であり、天然資源 ED に含める。ただし、事務局への指示事項が適切に対応されることを条件とする。</li> <li>適用ガイダンスと設例の案は、天然資源 ED に配置すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然資源の識別に関する適用ガイダンスにおいて、天然資源と、認識された天然資源との違いを明確にする。</li> <li>天然資源の用途の変更に関する適用ガイダンスを、他の IPSAS から本 ED の範囲内への天然資源の移動と、本 ED の範囲内から他の IPSAS への天然資源の移動の両方を扱うように広げる。</li> <li>現在操業価値の算定におけるマーケット・アプローチの使用について記述を明確にする。</li> <li>減損に関する適用ガイダンス案は削除する。</li> <li>開示に関する適用ガイダンスを修正して、9.2.3 で論じたように ED 草稿の変更後の文章と整合させる。</li> </ul>

### (3) ED「天然資源」の草稿に対する主な修正点 (9.2.3)

事務局は、議案書 9.2.3 の第 5 項～第 16 項にまとめた変更点を ED「天然資源」草稿に取り込むことを提案した。その後、ED 草稿のページ毎に検討を行った。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED の表題を「有形天然資源」に変更し、有形項目に焦点を当てていることを反映する。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED 内の天然資源の文言を全て、有形天然資源に変更する。</li> <li>IPSAS 第 45 号の遺産資産の特徴から、「環境の」「天然の」という文言を削除する。また、保護に関する適用指針を修正して、保護目的で保有する天然資源で、遺産資産にも該当するものは、ED 草稿の範囲内であることを明確にする。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>ページ毎のレビューでメンバーから出たコメントに応じて、天然資源 ED 草稿の SMC、本文、適用指針、BC を修正する。</li> </ul>
--	--

## アジェンダ2 気候関連開示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

### 1. CP の開発・公表（2022 年 3 月）

サステナビリティ報告が企業会計分野で注目されているが、公的部門における国際的な指針がないことが課題となっている。

世界銀行は、2022 年 1 月に公表した報告書「Sovereign Climate and Nature Reporting」<sup>7</sup>において、IPSASB に対して国際的な公的部門用のサステナビリティ報告の指針の開発に向けてコンサルテーションを行うよう呼びかけた。また、2022 年 3 月の OECD の財務省担当者フォーラム（非公開）でも、サステナビリティ報告に対する強いニーズがあることが示された。

このような動きを受け、IPSASB はサステナビリティ報告を急遽最優先の課題と位置づけて、2022 年 3 月会議で 1 日以上会議時間を費やしてコンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」<sup>8</sup>（以下、CP）の検討及び承認を行った。その後、2022 年 5 月に同 CP を公表し、今後の活動に向けた関係者の意見を求めた。

### 2. 派生プロジェクト： サステナビリティ・プログラム情報の報告

上述した CP とは別に、IPSASB は短期に成果物を示せるプロジェクトも模索した。現行の IPSASB のガイダンスである、推奨実務ガイドライン（RPG）がサステナビリティ関連の報告に活用できることを示すために、サステナビリティ・プログラム情報の報告のプロジェクトを開始し、2023 年 3 月に成果物である「サステナビリティ・プログラム情報の報告：RPG 第 1 号及び第 3 号の修正」を承認し、2023 年 5 月に公表した。

内容としては、RPG 第 1 号「主体の財政の長期サステナビリティ報告」と第 3 号「サービス業績情報の報告」に、それぞれ適用ガイダンスや設例を追加するものである。RPG 第 1 号及び第 3 号に基づく報告書で、公的部門の主体が行うサステナビリティ・プログラムに関する情報を開示できることを明確化している。

### 3. 2022 年 10 月会議 コメント概要分析の説明

事務局から、CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」に寄せられたコメントの概要報告があった。また、2022 年 12 月会議で方向性の決定を行う旨が説明された。

### 4. 2022 年 12 月会議 CP コメントのレビュー

#### (1) CP に寄せられたコメントのレビュー（7.2.1）

<sup>7</sup> 英語原文。 [Sovereign Climate and Nature Reporting : Proposal for a Risks and Opportunities Disclosure Framework \(English\)](#)

<sup>8</sup> 解説記事あり。 [【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」の解説](#)



事務局から CP に寄せられたコメントの概要説明が行われた。関係者からは概ね好意的なフィードバックが寄せられており、CP の予備的見解 (PV) の全てが支持されていた。PV には IPSASB が公的部門特有のサステナビリティ報告の開発にあたり、リーダーシップをとるべきである、という項目も含まれており、これも関係者から支持されていた。事務局は、関係者が識別した主要な論点について 2023 年中にさらに検討を進めることを提案した。

今後の方向性について議論したが、方向性に対する支持は受けたものの資金等のリソースの問題が解消されていないため、明確な結論は出なかった。

2023 年 1 月中にタスクフォースを組成し、2023 年 6 月までの半年間、会議外で、調査活動と範囲決定に向けた活動を行う予定である。範囲に関しては、暫定的に下記の内容を対象として考えている。

- サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する一般規定
- 気候変動に関する開示
- 天然資源：非財務情報の開示 (CP「天然資源」で提案した財務報告ガイダンスの開発と並行して検討を進める。)

## (2) CAG のフィードバック (7.2.2)

CAG 議長の Thomas Müller-Marqués Berger 氏から、2022 年 12 月 5 日に開催された CAG 会議で CAG メンバーが述べた意見について情報共有が行われた。

## 5. 2023 年 3 月会議 今後の活動の方向性に関する議論

事務局は 2023 年 1 月から 3 月にかけて行った調査・研究の概要を報告した。これを踏まえ、同年 4 月から 6 月にかけて実施すべき調査・研究活動について議論を行った。

議論の結果、サステナビリティ報告プロジェクトは、まず、以下の 4 項目をベースとして開発を進めるべきであると決定した。

- 2022 年 5 月に公表した CP と、当該 CP に寄せられた関係者のコメントレター
- IPSASB の概念フレームワークが定める、目的、利用者及び情報ニーズ
- IFRS のサステナビリティ関連の基準書
- GRI の基準書

事務局には、2023 年 3 月会議で投影したスライドに、上記の 4 項目に関する議論の内容を反映・修正して再提示するように求めた。また、IFRS-S2「気候変動開示」を公的部門用に修正するプロジェクトの概要書案を作成するように指示した。

## 6. 2023 年 6 月会議 プロジェクト概要書「気候関連開示」の承認

### (1) 教育セッション：IAASB 担当者によるサステナビリティ関連活動の説明

IAASB 事務局で非財務情報の保証を担当する Claire Grayson 氏が、IAASB のサステナビリティ関連活動の説明を行った。主な内容として、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務に関する一般的要求事項」の公開草案が、2023 年 6 月の IAASB

会議で承認された。IAASB は関係者の関心に迅速に対応しており、IPSASB メンバーからは、賞賛とともに迅速な対応方法の秘訣などについて質問があった。

### (2) サステナビリティ報告ガイダンスの位置付け (8.2.1)

事務局は、サステナビリティ報告に関する文書を、基準書として公表すること、かつ、当該文書は現行の IPSAS 一式とは異なる基準書一式として位置付けることを提案した。

決定事項	サステナビリティ報告の公表文書は、現行の IPSAS 一式とは別の強制力のある基準書として公表すべきである。
------	--

### (3) 気候関連開示のプロジェクト概要書の承認 (8.2.2)

事務局による議案書の説明後、プロジェクト概要書の承認投票を行った。

決定事項	投票の結果、気候関連の「プロジェクト概要書」を承認した。
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「プロジェクト概要書」を、プレスリリースと共に公表する。</li> <li>• 気候関連トピック・ワーキング・グループ (CTWG) を設置し、気候関連の専門的見地からの助言を受けプロジェクトの進行を支援する。</li> <li>• サステナビリティ・リファレンス・グループを設置し、サステナビリティ報告基準の開発全体について助言を受ける。</li> </ul>

気候関連開示のプロジェクト概要書<sup>9</sup>は、同日中に公表された。

## 7. 2023 年 9 月会議

### (1) プロジェクトの計画と工程表 (13.2.1)

事務局がプロジェクトの進め方と工程表について説明した。

本プロジェクトでは、IPSASB の議論を支えるために、以下の二つのグループを組成する。

- サステナビリティ・リファレンス・グループ (SRG)
  - ハイレベルの戦略的な助言を提供する。
  - Scott Showalter 氏が議長を務める。
  - メンバーは、議長と国際機関の代表者の計 14 名。
- トピック・ワーキング・グループ (TWG)
  - 具体的かつテクニカルな論点について議論し、提案を行う。
  - 四半期ごとに会合を行う。2023 年 10 月 18 日に初回を予定。
  - IPSASB の Ian Carruther 議長が TWG の議長も務める。
  - メンバーは、議長、Liang Yang 氏、ISSB、GRI ほかを予定。

<sup>9</sup> 気候関連開示の[プロジェクト概要書](#)

メンバーからは、二つの新グループのガバナンス体制、CAG との関係、利用者の期待に対応できるのか、概念フレームワークを適用するのか、四半期ごとの作業予定、先住民問題についての取組など多くの質問が出た。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局提案のアプローチに基づいて、気候関連開示の基準書を開発すべきである。</li> </ul>
------	---

## (2) 主要なサステナビリティ報告の概念と用語 (13.2.2)

事務局は、サステナビリティ報告に関する用語と定義案について説明した。

- オペレーション・モデル
- 一般目的財務報告書 (GPFRs)
- GPFRs の主な利用者
- 報告主体
- バリューチェーン

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オペレーション・モデル、GPFRs、GPFRs の主な利用者及び報告主体について提案された用語定義は、若干の修正を加えることを前提として、適切である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オペレーション・モデルの用語定義を修正する。</li> <li>• バリューチェーンの用語定義案を見直し、GRI 基準の定義に基づき、より簡潔でセクターにとらわれない内容にする。</li> </ul>

## 8. 2023 年 10 月会議

### (1) 教育セッション：重要性の基礎知識

- 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) サステナビリティ報告テクニカル・エキスパート・グループ議長 **Chiara del Prete 氏**

欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) はダブルマテリアリティを採用している。その考え方と、重要性に関するガイダンスの解説を行った。情報の重要性評価の対象には、投資家だけでなく、他の関係者に対するアカウントビリティが含まれる。財務情報は投資家と他の関係者の双方が (環境・社会的な) インパクトを検討する際に役立つので、評価に当たって投資家と他の関係者を分けるべきではない。財務情報はインパクトの理解に役立ち、インパクトの理解によって財務情報も向上する双方向の関係がある。

- グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI) 基準書開発責任者 **Bastian Buck 氏**、及び GRI 調査リーダー **Miguel Perez Ludena 氏**

GRI 基準もダブルマテリアリティを採用している。GRI 基準の構成と主要な考え方の解説を行った。ダブルマテリアリティにおけるインパクトとは何か、GRI がインパクトに注目した経緯、並びに重要なトピックスの決定手順が説明された。インパクトを、リスクや機会と

ともに利用者に示すことによって、ユーザーは全体像を把握できる。GRIは現在、インパクト、リスク及び機会の関係性について追加のガイダンスを開発中である。

- **国際サステナビリティ報告基準審議会 (ISSB) 戦略リーダー Samuel Prestidge 氏**  
IFRSのサステナビリティ報告基準はシングルマテリアリティを採用している。当該基準における重要性の概念、リスクと機会の識別及び重要な情報について解説を行った。ISSBでは財務報告とサステナビリティ報告の重要性を整合させており、資本市場における投資家に焦点を当てている。ISSBとEFRAGは、財務上の重要性の定義については足並みを揃えている。重要性評価の手順に関するガイダンスの整合性を向上させるために、ISSBはEFRAGと共同で追加のガイダンスを開発中である。

## (2) 教育セッション：重要性の実務上の取扱い

- **PwC オーストリア・元 IPSASB ボードメンバー Bernard Schatz 氏**  
PwC オーストリアにおけるサステナビリティ関連業務の実務経験と、公的部門におけるGRI基準やESRSの適用実務について解説を行った。GRIとESRSの二つの基準の類似点と相違点、及び実務における重要性評価の枠組みの説明があった。ダブルマテリアリティを構成するインパクトと財務上の重要性は相互補完的なものであり、双方の視点を持つことはとても有用である。また、GRIやEFRAGなどの基準設定主体が協働することによって、報告書作成者の負担が緩和されている。
- **EY カナダ・元トロント市 CFO Heather Taylor 氏**  
トロント市におけるサステナビリティ報告の導入経験について解説を行った。トロント市が財務、サービス及び社会的な観点から重要性に取り組んだ方法と、政治的な影響力を受けないように留意したことなどの説明があった。基準書は主体が重要な情報を評価する際に役立つが、基準書が不明確で一貫性がない場合には、利用者が報告を遅らせるか報告せず、その言い訳に使われるおそれがあることに留意が必要である。
- **コペンハーゲン・ビジネス・スクール准教授 Caroline Aggestam Pontoppidon 氏**  
同氏の勤務する大学は、ESRSを任意採用しているデンマークの地方自治体に属しており、同氏の授業にはケーススタディが組み込まれている。ケーススタディの目的は、公的部門の主体が情報の重要性を評価する方法を策定し、提案することである。参考として、他の国・地域や民間部門の開示における追加の枠組みについても説明があった。

## (3) 会計教育に関する IFAC パネル：サステナビリティ報告プロジェクト

- **IFAC 会計教育に関する国際パネル議長 Anne-Marie Vitale 氏**  
IFACは最近、サステナビリティ関連報告及び関連する保証サービスの業務に従事する会計専門職に必要な専門能力を検討するプロジェクトを立ち上げた。同氏は、当該パネルの作業計画についてIPSASBのメンバーに公的部門の視点に基づく意見を求めた。

## 9. 2023年12月会議

### (1) 目的と範囲：気候関連のインパクト、リスク及び機会（6.2.1）

気候トピック・ワーキング・グループ（CTWG）は、草稿の目的と範囲の各セクションにインパクト、リスク及び機会に関する記述を加えることを提案した。そうすることによって、気候関連のインパクト、リスク及び機会の定義には、GRI基準やIFRSサステナビリティ開示基準との一貫性が生まれる。また、公的部門におけるリスクと機会の範囲を、推奨実務ガイドライン（RPG）第1号の財務サステナビリティに沿って、主体のサービス提供や財務コミットメントに関連させる方法を採用することになる。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局への指示事項の対応がなされることを条件として、公的部門の気候関連開示の目的は、気候変動問題への主体の貢献に対する意思決定やアカウンタビリティに役立つように、気候関連のインパクト、リスク及び機会の情報の開示のために原則を提供することである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連のインパクトと気候関連のリスク及び機会との関係について適用指針を明確にすることを含め、気候関連のインパクトに関する文案を説明に追加する。</li> <li>資金とリソースを考慮し、気候関連のリスクと機会の範囲を見直す。</li> <li>公的部門の主体の規制上・政策上の役割と、管理上の役割に関して検討し、ガイダンスを追加する。</li> </ul>

### (2) 概念上の基礎：報告ステップ（6.2.2）

CTWGは、IFRS-S1号及びGRI第3号のガイダンスに基づいて、3段階の報告ステップを提案した。

- (i) 主体の状況の理解
- (ii) 気候関連のインパクト、リスク及び機会の識別
- (iii) 重要な情報の決定

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示する情報の識別に関して、次の3段階のガイダンスを定めることが適切である。ただし、事務局への指示事項の対応がなされることが前提となる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(i) 主体の状況の理解</li> <li>(ii) 気候関連のインパクト、リスク及び機会の識別</li> <li>(iii) 重要な情報の決定</li> </ol> </li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>草稿をレビューして、主体の状況を理解する方法が反映されるようにする。当該レビューには、計画やプログラムが既に実施されているかどうか、利害関係者の関与など、それらの計画やプログラムの一部で</li> </ul>

	<p>あったプロセスの活用、並びに、確立された計画やプログラムに主体がどのように貢献するかを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基準書の草稿は、気候を超える内容にはしない。</li> </ul>
--	--

**(3) 概念上の基礎：重要性 (6.2.3)**

CTWGW は、サステナビリティ目的の重要性を、IPSASB 概念フレームワークの重要性と整合させることを提案した。また、IFRS-S1 号及び GRI 第 3 号に基づいて、サステナビリティ情報の特徴に対応した適用指針を提供することを提案した。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IPSASB 概念フレームワークの重要性の定義を、気候関連開示に使用すべきである。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 意思決定とアカウンタビリティのための公的部門の役割と目的は、重要性に関係するので、この論点に特別に対処するガイダンスの追加を検討する。</li> </ul>

**(4) ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理 — ブレークアウト・セッションによる議論 (6.2.4)**

今回の会議では、通常のメンバーによる議論のほかに、複数の小グループに分かれてのブレークアウト・セッションが行われ、メンバー、TA、オブザーバー及び事務局が参加して、気候関連開示の基準書草稿のうち、ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク・マネジメントの各セッションにおいて考慮すべき事項について意見を出し合った。

<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候関連開示基準の草稿開発の際に、ブレークアウト・セッションから得られたフィードバックを考慮する。</li> </ul>
----------------	---

**10. 2024 年 3 月会議**

**(1) プロジェクト管理のプロセスと、2024 年第 1 四半期の進展 (10.2.1)**

2023 年 12 月会議の振り返りと、2024 年第 1 四半期の活動について事務局が説明した。

**(2) プロジェクトの目的とアプローチ (10.2.2)**

事務局が提示するスライドに沿って議論を行った。

議論の前提条件

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的部門の活動は経済の重要な部分を占めており、国家計画の支援を含む国際協定の履行に不可欠である。</li> <li>• 公的部門は、国際協定の履行に向けて役割を果たすよう、他の経済部門に影響を与える政策設定の役割を担っている。</li> <li>• 主体レベルの情報により、法域レベルの情報の品質が向上する。</li> </ul>
--

- 公的部門の気候関連報告の枠組みは、かくあるべき。
  - 政策活動だけでなく自身の業務のアカウンタビリティに役立つ（該当する場合）。
  - 投資家ニーズに応え、民間部門のガイダンスと一致するようにする。かつ、
  - 最新の国際協定の実現をサポートする。

活動/インプット	ステークホルダーからのインプット 国際的なガイダンスを構築する 専門家グループを活用する ボードとスタッフの教育と時間 国際機関・地域機関からの支援
アウトプット	気候関連開示に関する IPSASB サステナビリティ報告基準 公的部門固有のガイダンス資料 気候関連の情報開示に関する意識を高めるための公開イベント
短期アウトカム	公的部門による気候関連開示の普及の増加 政策活動とその継続的な実施に関する透明性の向上
長期アウトカム	気候関連情報の改善により、透明性、アカウンタビリティ、意思決定が向上し、国際的な気候変動に関するコミットメントの実現に貢献する

プロジェクトが希求することを「結論の根拠」に、どのように表現するか？

国民の意識を高め、公的部門における気候関連の開示の一貫性を促進し、もってさらなる透明性、アカウンタビリティ、意思決定を可能にし、それによって地球の気温上昇を産業革命前の水準より 1.5°C に抑えるというパリ協定の目標の達成を支援する。

セオリー・オブ・チェンジ (ToC) の考え方は、基準書の起草にあたり、下記のような影響を及ぼす。

- (i) **目的:** 以前に起草された目的を更新し、目的のセクションから削除し、「結論の根拠」に ToC とともに含めて、基準書の長期目標の包括的な理解を提供する。かつ、
- (ii) **主体の文脈の理解:** 重要な情報を特定する最初のステップ（例：自らの文脈の理解）の一環として、国家計画や目標を含む最新の国際的なコミットメントと、これらに貢献する際の主体の役割を理解するための適用指針を主体に提供する。かつ、
- (iii) **ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理:** ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理の一部として、国家計画や目標を含む最新の国際的なコミットメントに貢献する主体の役割を組み込む。具体的な起草の提案については、アジェンダ 10.2.4～10.2.6 を参照。



メンバーから出た意見の一部は、ToCは必要なのか、普遍的なものでIASBは使っているのか、RPG3の概念は使わないのか等であった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的部門の気候関連開示の主目的と目標は、気候関連と戦うための最近の国際条約及び法域内のコミットメントに対する主体の貢献において、意思決定とアカウンタビリティの支えとなる、気候関連情報の開示を提供することである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED草稿の目的に関する議論と論拠を、より一般的なプロジェクトの目標の文脈で「結論の根拠」に記載する。</li> </ul>

### (3) 公的部門の政策活動 (10.2.3)

民間部門のガイダンスは、主体自身の業務に関連する公的部門のユーザーの情報ニーズを満たすのに適切であるため、ED草稿は、適切な公的部門の用語への変更と追加の補足的な適用ガイダンスによって、民間部門のガイダンスと整合する。

公的部門特有のガイダンスを必要とする公的部門の主な相違点は、公的部門の主体の政策活動に関連している。

事務局は、公的部門のガイダンスは政策活動について次のように必要であると述べた。

- 次の用語定義を明確にする。
  - 政策 (Policy) とは、法律、規制、ガイドライン、基準、手順、プログラム、助成金、補助金、支出、税金及びその他の財政措置、及び/又は公的所有権を含むがこれらに限定されない、あらゆる種類の政策介入を広く指す。
  - 気候関連のインパクトとは、主体の政策活動が、気候変動政策の結果として経済、環境、人々に与える、又は与える可能性がある直接的な影響である。
- 主体自身のコンテキストの理解: 公的部門の主体は、重要な情報を特定する最初のステップの一環として、自らの業務及び政策活動 (該当する場合) を理解する必要がある。
- ガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理: 主体の政策活動 (該当する場合) をガバナンス、戦略、インパクト及びリスク管理の一部として組み込む。具体的な草稿案については、アジェンダ 10.2.4~10.2.6 を参照されたい。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局への指示事項が対応されることを条件として、公的部門の報告に関して追加のガイダンスが必要となる重要な相違点は、公的部門には、その政策の策定と、規制活動を通じて、経済、環境、人々へのインパクトを含め、他の主体 (他の経済部門を含む) に影響する能力があるということである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体自身の活動に影響する内部の政策ではなく、他の経済部門を含む他の主体へ影響する外部向けの政策に関する政策活動を明確にして、用語の見直しを検討する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体自身の気候関連インパクトは、IFRS S2号に従った温室効果ガス廃棄物の開示を通じて対処され得ることを明確にする。一方で、主体自身の政策活動によるインパクトは、経済、環境、人々のより広範な文脈において取り扱うべきである。</li> </ul>
--	--

#### (4) ガバナンス (10.2.4)

2023年12月会議の小グループ会議の結果を踏まえ、事務局は、IFRS-S2のガバナンスに関する内容に以下を追加することを提案した。

- (a) 以下に関する情報をユーザーに提供することを主体に要求する。
- 国家目標や計画の支援を含む、国際的コミットメントへの貢献における主体の目的と役割をガバナンスの協定がどのように監督するか。
  - 政策活動がどのように行われるか、政策の実施と有効性を監視する（政策の影響を判断するため）など、政策活動に対するガバナンスの協定がどのように監督を提供するか。
- (b) 公的部門の作成者に以下の適用指針を提供する。
- 政策プログラムの監督と管理が共有される場合や、特定のレベルの政府がより高いレベルの政府や省庁の影響を受ける場合など、ガバナンスの協定の様々な構造に原則がどのように適用されるかを明確にする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>ED草稿のレビューを条件として、戦略及びリスク管理の開示は、主体自身の運営についてIFRS S2に整合させるが、主体の政策設定活動に関する追加の開示が適宜、必要になる。</li> </ul>
------	--

#### (5) 戦略 (10.2.5)

2023年12月会議の小グループ会議の結果を踏まえ、事務局は、IFRS-S2の戦略に関する内容に以下を追加することを提案した。

- (a) 以下を理解するのに役立つ情報をユーザーに提供することを主体に要求する。
- 自らの業務を遂行するための主体の戦略及び関連する政策活動が、関連する国家目標や計画を含む国際コミットメントに貢献するかどうか、またどのように貢献するか。
  - 主体の戦略が公的部門固有のリスク（政策調整や実施リスクなど）に対処しているかどうか、またどのように対処しているか。
  - 主体の政策活動の戦略がどのように設定され、監視されるか、また、その政策の有効性やその実施を支援するための関連資源配分計画の監視方法を含む、主体自身の事業戦略とこれがどの程度統合されているか。
- (b) 公的部門の作成者に次のような適用指針を提供する。
- 公的部門の主体の運営モデルとバリューチェーンの評価を支援する。
  - 戦略に関する要件と、政策活動に関連する現在および予想される財務効果を明確にする。そして

- 気候変動に対する回復力の評価を主体に知らせるために、政府の上層部等の他の主体が実施する気候関連シナリオ分析の適用可能性を主体がどのように検討できるかを明確にする。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10.2.4 と同じ</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的部門における予算の重要性を考慮したうえで、財政状態、財務業績、及びキャッシュ・フローに係る開示の議論を、公的部門の計画や予算にリンクさせる。</li> </ul>

#### (6) リスク・マネジメント (10.2.6)

2023年12月会議の小グループ会議の結果を踏まえ、事務局は、IFRS-S2のリスク・マネジメントに関する内容に以下を追加することを提案した。

- (a) 以下をユーザーが理解するために役立つ。
- 主体の政策活動と、人々、経済、環境への影響を管理するアプローチ。
- (b) 作成者に次のような適用指針を提供する。
- 関連する国家目標や計画を含む国際的なコミットメントを履行しないリスク、政策不遵守や政府交代のリスクを含むその他の管理不可能なリスクの管理など、公的部門特有のリスク管理の考慮事項を明確にする。
  - 政策活動に関連する影響及びリスク管理が他の公的部門の主体のリスク管理プロセスにどのように情報を提供し、自らの運営のリスク管理プロセスと統合又は分離されるかについてガイダンスを提供する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10.2.4 と同じ</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開示のどのセクションが必須であるのかを明確にする。また、開示が行われない場合に、説明が必要かどうかを明確にする。</li> <li>• リスクや管理の報告などの他の報告書との相互参照、又はそれらの情報の取り込み方法について検討する。</li> <li>• 最終的な規制当局としての公的部門の役割と、関連する開示規定又は適用指針について検討する。</li> </ul>

#### (7) 指標と経過措置－ブレイクアウト・セッションにおける討議 (10.2.7)

ボードメンバー以外の会議参加者も含めた全員が四つの小グループに分かれて、以下の二つの議題について討議を行った。

議題1 指標 (metrics) についてのコメント

- 主体自身の業務に IFRS-S2 の指標を適用する案について
- 指標に関する政策活動について注目する領域案について
- 事務局が探求すべきその他の公的部門と民間部門の相違点、及び探求すべき理由

議題2 経過措置についてのコメント

- 経過措置について事務局が提示した3案のどれを好むか、及びその理由
- 段階的に適用するC案を選択した場合、その理由と事例
- 試行期間は必要か

## 11. 2024年5月会議

### (1) プロジェクトの管理プロセスと次のステップ (2.2.1)

事務局長から、Karen Leung氏がサステナビリティに特化した新しい事務局スタッフとして今回から気候関連開示プロジェクトに参加していると紹介があった。同氏は、現在はシンガポールのEYに勤務しており、近いうちにトロントに移る予定である。

事務局から、9月のED承認までに想定しているプロセスについて説明があった。IPSASB本体会で出た意見に加えて、SRG（サステナビリティ報告グループ）、TWG（トピック分科会）、CAG（IPSASB諮問助言グループ）などの関連する会議体の意見も反映し、起草グループも設ける。6月会議では、まる1日を費やして、ED草稿を詳細に検討する予定である。

### (2) アウトカムの用語 (2.2.2)

事務局は、「インパクト」の用語は基準設定主体によって意味が異なっていることから、これまでIPSASBが推奨実務ガイドライン（RPG）等で使用してきた「アウトカム」の用語を使用することを提案した。

メンバーからは、以下のコメントがあった。

- インパクトではなくアウトカムの用語の使用に賛成。GRIの使うインパクトの用語は影響範囲が広すぎる。ステークホルダーに伝えるべき重要なメッセージになる。
- アウトカムの用語の定義と、他の要素との明確化について懸念がある。ED草稿の定める政策活動は、本来の政策活動よりも狭い範囲になっている。
- 総論では賛成だが、RPGのアウトカムとアウトプットの用語定義は、範囲が狭く、サステナビリティ報告が目指す社会全体への影響を捉え切れていない。
- 「自身のオペレーション」と「政策活動」はリンクしているが、それがED草稿で表現できているのか疑問。また、RPGのアウトプットの用語定義では「受益者」という言葉が使われているが、より多くのステークホルダーを巻き込む必要がある。

議論の結果、インパクトではなくアウトカムの用語を使用すること、及び既存のIPSASB文献との整合性については理解が得られた。ただし、表現については引き続き検討する。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• RPG第3号で定義している「アウトカム」の用語を気候関連の政策活動に使用することは、多様な利用者ニーズに対処する上で適切である。ただし、下記の指示事項が対処されることが前提である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「アウトカム」と「アウトプット」の用語を明確化し、「リスク及び機会」との関係を説明すること。</li> </ul>

### (3) ED 草稿の検討 (2.2.3)

ED 草稿を初めて通しでセクションごとに検討した。メンバーからは、以下の意見が出た。

#### ① 目的と範囲 (第2項～第5項)

- 第2項(a)で、長期財政のサステナビリティに影響するリスクと機会について挙げている箇所について、財政のみに限定しているという誤解を与えないように、サービスの提供も追記すべきである。
- 主体によっては、財政の持続可能性を分析・検証できない場合がある。
- 第2項(b)には、リスクと機会は関係しないことがわかるようにすべき。
- 第3項(c)との一貫性を保つために、第2項(b)には、合理的に期待できるアウトカムと合理的に期待できないアウトカムの双方を開示に含めるべき。
- 政府の政策活動 (policy activities) は幅広いが、基準書として実行可能な範囲に絞らなければならない。この草稿では、気候変動に関連する政策活動に絞り込んでいるのか？
- 政策と活動を分けて考えるべきではないか。活動のみに絞り、政策は付録のように後述させるのがよい。
- 政策活動の開示規定が、少し埋もれてしまっているように思う。
- 自身の運営 (own operation) が政策活動を除くものとして定義されている。
- 地下鉄の敷設など、政策は当初は気候関連ではないが、結果として気候に関連した結果をもたらしている場合があるので、政策活動の結果として、主に気候に関連したものという表現に変えた方がよい。

#### ② 用語定義 (第6項)

- 2.2.2 でアウトプットに政策活動が含まれることを明確にしたのは参考になった。
- 定義の後半が、公的部門の主体の実務と異なっているように思う。温室効果ガス (GHG) から出発することは広すぎるのでやめた方がよい。
- GHG プロトコルの方針には同意できない。政策と活動を分けた方がよい。政策を設定する主体が少数であるという前提もおかしいと思う。
- 自身の運営と政策活動の区別について混乱がある。プログラムやプロジェクトとは異なるのか。

#### ③ ガバナンス (第7項～第10項)

- IFRS S2 のコピーを元に行っていることから、財務に重点が置かれているように見えるが、もっと幅広くするため、財務情報に関する言及を削除すべき。
- 公的部門と民間部門は大きく異なることをふまえるべき。
- 公的部門では自身の運営においても、気候変動関連の政策の影響を受けるので、その点を第8項の開示事項に追加すべき。
- 第10項には、運営や政策の監視は含まれているのか。

**④ 戦略（第11項～第27項）**

- 第20項は、定量的な情報を提供するスキルやリソースが無い場合には提供する必要が無いと定めているが、公的部門用の閾値としては低すぎるように感じる。
- 第22項は、気候レジリエンスを評価するために、気候に関連するシナリオ分析を行うことを求めているが、政府システムの中の多くの小さな機関が当該分析を行えるのかは疑問である。
- 第15項は、財務状況に関する話であるが、財務実績は引当金を処理する能力を直接に示しているわけではないので、持続可能性との関係をもっと明確にする必要があると思う。また、財務的な制約があるために、政府がアウトカムを上げることができない場合がある。
- 気候変動の影響をどのように予測するのか、ガイダンスはあるのか。
- 標準的な分析は、政策を決定する方法ではない場合があるので留意が必要。

**⑤ リスクと結果の管理（第28項～第31項）**

- 第29項(b)では、気候変動に関連する機会をどのように評価し、優先順位をつけ、十分に前に特定するかについても議論しているので、セクションの見出しは適切か。

**⑥ 一般要件（付録B）**

- 前のセクションと重複するところがあるように思う。
- BCで、この一般要件を含めた理由を明確に示すべきである。次の基準にも使用できる。

<p><b>事務局への指示</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「目的」の параグラフで、「サービス提供」は長期財政持続可能性の一側面であることを明確に説明する。</li> <li>• 報告の範囲は、全ての政策活動か、それとも気候関連の政策活動なのかを検討し、ボードの議論と論拠を「結論の根拠」に反映する。</li> <li>• 「政策活動」の定義を見直し、他の主体に影響する政策活動に関係することを盛り込む。</li> <li>• 「気候関連の政策」について定義を追加する。</li> <li>• RPG第3号の「アウトプット」に関するガイダンスには政策活動が含まれることを明確にする。</li> <li>• ガバナンスと戦略の параグラフにおける目的として、非財務報告を加える。</li> <li>• 「自身の運営」及び「政策活動」の区分と、政策設定を行う主体かどうかの区分に関する境界を、どのように設定するかを再検討する。</li> <li>• 小規模主体がシナリオ分析の報告を行うために必要なガイダンスを見直す。</li> <li>• サービス提供の現状と予想される影響に関する要求事項又はガイダンスの追加開示を検討する。</li> </ul>
-----------------------	---



	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 政策活動の資金調達に関する開示規定を見直す。</li> <li>• 見出しの「リスク及びアウトカムの管理」を「リスク、機会及びアウトカムの管理」に修正する。</li> <li>• 基準書の構成を見直して、「自身の運営」及び「政策活動」に関する開示規定やガイダンスを見つけやすくなるようにする。</li> </ul>
--	--

## 12. 2024年6月会議

### (1) プロジェクトの管理プロセスと次のステップ (6.2.1)

事務局から、5月会議以降の進展と、9月のED承認までに想定しているプロセスについて説明があった。3月会議で説明した各会議体との情報交換を進め、起草グループもその作業を開始する。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のスタッフとも連携し、IFRS-S2号との整合性を確保する。

2024年7月25日のオンライン会議では、適用ガイダンス（IG）や設例（IE）も含め、ED草稿の全体像を提示する予定である。また、8月22日にもオンライン会議を任意参加で開催し、公開草案の9月承認に向けた事前検討を進める。

### (2) 気候に関連する政策活動 (6.2.2)

事務局は、政策活動に関する報告範囲は、気候問題に対処するために策定されたことが明確である政策に限定すべきであること、及び、ED草稿に以下の修正を行うことを提案した。

- 「気候に関連する政策活動」の用語定義を追加する。
- 「適用指針」（AG）で、気候問題に対処するという明確な目的を伴う政策活動と、そうではない政策活動を例示する。
- 「結論の根拠」（BC）に、政策活動を気候に関連するものに限定する理由を記載する。

#### メンバーからのコメント

- 主体の政策に複数の目的が含まれる場合は、ステークホルダーにとって何が重要なのかに焦点を当てるべき。
- 政策活動には様々な仕組みがある。公共政策の適用に責任を負う主体と、設定に責任を負う主体があるので区分が必要だと考える。また、アウトプットを直接受領する主体については検討がしやすい。
- 政策活動ではなく、公共政策プログラムについて説明した方が良い。
- 内部の政策は非常に限定されており、外部向けの政策が公的部門の特徴なのでそこに焦点を当てるべき。
- B.AG7項やB.AG22項などについては記述を見直すべき。費用対効果よりも、ステークホルダーの情報ニーズに関連しているのかを確認すべき。
- 内部的な政策は、対外的な政策の実行に関連している。
- 気候変動に直接関連する政策に限定するべきかどうかについてSMCを設けるべき。



- 政策活動とオペレーションを区別すべき。S2 を利用するに当たり、全ての主体が対象になるような前提で考えるべき。
- 当初の収益 ED のように文書を分けるべきではない。
- 政策を外部向けと内部向けに分けるのは難しいが、外部向け政策に引っ張られる。
- 現時点で絞り込むよりも、まずは幅広に関係者の意見を聞くことが有用。
- 気候変動に関連する政策がポジティブなものとネガティブなものをどう区別するのかを明確にする必要がある。
- 気候変動に特化した政策に焦点を当てることを支持する。ステークホルダーにとって何が重要なのがポイントである。
- 重要性概念を念頭に置いておく必要がある。
- 事務局提案に同意。総花的に過ぎると目標達成が出来ないので。
- 定義をもう少し厳格にする必要がある。

上記のコメントや議論を踏まえ、会議最終日に、事務局は、一般的な開示と、公共政策プログラムの開示について、ED 草稿の構成を変更し、特に ED 草稿の本文では、各セクションにおいて公共政策プログラム関連のガイダンスを区別することを提案した。

メンバーからは様々な意見が出たが、まずは事務局による構成変更作業を見守り、ED 草稿に対する関係者からの意見を求める方向性でまとまった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共政策プログラムに関する報告の範囲を、気候変動に対処するために策定されたことが明確な政策に限定することが適切である。ただし、事務局への下記指示事項が適切に対処されることが条件である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的部門特有の政策活動領域の定義に焦点を当てることによって、「自身の事業」と「公的な政策プログラム」の区別を単純化する。その際には適用指針（B.AG7 項や B.AG22 項など）の記述も見直す。また、設例や補助的なフレームワークを追記すべきかどうかについても検討を行う。</li> <li>• BC16 項を見直して、開示の追加は、ステークホルダーのニーズに照らして目的適合かどうかによるということを明示する。</li> <li>• 最終基準書では、公共政策プログラムに関する重要な気候関連情報のうち、気候変動に対処するために策定されたことが明確なものの開示に限定するのか、それとも、気候に影響し得る全ての公共政策プログラム（エネルギー、交通、農業セクターなど）について開示すべきなのか、SMC を設けて関係者の意見を求める。</li> <li>• 公共政策プログラムに関する要求事項とガイダンスの構成と配置を見直して、記述の流れと理解可能性を向上させる。</li> </ul>

**(3) 2024 年 5 月会議におけるその他の指示事項 (6.2.3)**

事務局は、2024年5月会議で指示された事項について、以下の対応を提案した。

指示事項	草稿の修正提案
「自身の事業」及び「政策活動」に関する閾値、並びに、政策設定活動に関する閾値を高いままとするべきかについての再検討。	第25項を修正し、気候関連の政策活動に関連する開示免除規定を削除した。
小規模主体によるシナリオ分析の報告が必要であるというガイダンスの見直し。	B.AG15項、B.AG33項、AG22項を修正している。
サービス提供に及ぼす現時点の影響及び予想される影響に関し、追加の開示規定又はガイダンスの検討。	主体のサービス提供に及ぼす現時点の影響及び予想される影響に関する開示は、主体の事業モデルやバリューチェーンに係る第13項で対処できている。

メンバーのコメント

<目的と範囲、長期的な財政の持続可能性について>

- RPG第1号の長期的な財政の持続可能性の要素に言及すべき。
- 第2項を修正すべき。国際的な協定の定義について言及できるかも。
- 国際的な合意については、規範性のないセクションに含めることが可能である。

<ガバナンスについて>

- 自身の事業については、財務に関する要素と視点を残すべき。
- 財務に限定すべきではないので、財務報告書の文言を削除すべき。

<戦略について>

- 閾値に関する緩和措置を維持すべき。
- 資金調達等に関する情報をS2に結び付けることは実務上難しい。
- 今後の政策ではなく、実施中の気候変動政策は報告範囲なのか。
- 本人と代理人の違いを考える必要がある。

<小規模主体について>

- 小規模な主体の場合、何も該当しないことを開示するように草稿はできているか。
- 重要性の視点を活用することができる。
- ここで小規模主体とは何かを、もう一度議論すべきではないか。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IPSASBの5月オンライン会議で指示された事項は適切に対処されている。ただし、事務局への下記指示事項が適切に対処されることが条件である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候関連の公共政策プログラムに関する開示免除規定を削除することが適切かどうかを判断するために、第25項をRPG第1号との関係で</li> </ul>

	<p>見直す。ステークホルダーの意見を求めるために、SMC を設けることも検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>BC において IPSAS 第 3 号への参照を追記することを検討し、ここで使われる重要性は一般的なものであり、シナリオ分析にも適用されていることを説明する。</li> </ul>
--	--

**(4) 気候に関連する政策活動：温室効果ガス（GHG）排出量（6.2.4）**

事務局は、次の開示を行うべきであると提案した。

- 気候関連の政策活動による、GHG 排出量の予想変動量
- GHG 排出量の予想数量を測定するために使用されたアプローチの説明によって、利用者が見積もりの方法と範囲が理解できるようにする。

メンバーのコメント

- 変動量の見積りの報告には、何か出発点や基準値が必要ではないか。
- 変化量をパーセント表示にすることに賛成。
- 国際協定に関する指標を使うべきか、具体的に検討すべき。
- GHG 排出量プロトコルは 2004 年から更新されていない。
- 反証可能な推定の考え方が使える。
- インベントリ報告はどうなのか。第 6 項と第 7 項がよく理解できない。
- 情報開示の範囲を大きなものにすべき。
- 長期の視点に基づく戦略的な目標との関係から出発すべき。
- 第 33 項の GHG 排出量の測定方法については報告が規定されているが、事務局提案と異なるのではないか。
- GHG 排出量が万能な指標なのか。全ての政策に関連するのか、相殺の場合でも役立つのか。慎重に検討すべき。
- 国によって計算方法が異ならないよう、一貫性を持たせるべき。
- 現状の結果よりも動き始めたという、方向性のほうが重要な場合がある。
- フローチャート等を使って利用者を導くことができないか。
- 同意。基準を明確化することができ、こちらの意図を利用者に伝えることができる。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連公共政策プログラムにおける温室効果ガス排出量の開示に関する原則とガイダンスでは、見積数量の変動を用いることが適切である。ただし、事務局への下記指示事項が適切に対処されることが条件である。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標と政策は、どの程度、アウトカムに対する権限（国のコミットメントなどの、政策の発信源）に基づいて決定されているのか、アウトカムと紐づいているのか、アウトカムに対する追跡が行われるのか、を明確にする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策による温室効果ガス排出量に関する変動を判断するための基準点又は出発点に関して、明確化が必要かどうかを検討する。</li> <li>気候関連の公共政策プログラムについて、どの開示と指標を検討すべきか、報告書の作成者が行う選択に役立つガイダンスを示す。フローチャート等を使い、主体が正しい指標を選択できるようにする。</li> </ul>
--	--

**(5) 気候に関連する政策活動：その他の指標（6.2.5）**

事務局は、以下の事項を提案した。

- 気候関連の政策活動のパフォーマンスを監視・測定するために主体が使用するその他の指標を開示する。
- 指標の識別に役立つガイダンスの情報ソースを適用指針で示し、開示すべき重要な情報を主体が決定できるようにする。

メンバーのコメント

- 適切な指標を主体が考えるべきという点には賛成。どの評価基準が最も関連性があるかという観点から選択させると主体は混乱すると思う。事業モデルだけでなく、どの観点によるのかを示すことができるのはないか。
- 共通の指標は存在しないので、どう対処すればよいかは現時点では不明。

<b>決定事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共政策プログラムに関して、他にどの指標を開示するかを主体に認めるに当たり、原則主義のアプローチを採用することが適切である。</li> </ul>
<b>事務局への指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連の公共政策プログラムに関する他のどの指標を開示することが有用なのかを主体が決定するための原則又は指標についてガイダンスを示すこと。</li> <li>指標はまだ発展中の課題であること、よって今後に差し支えるような考え方は採用しないことを BC で説明する。</li> </ul>

**(6) GHG 排出量の方法：主体自身の事業（6.2.6）**

事務局は、主体自身の事業による GHG 排出量に関する開示規定を、IFRS S2 と整合させることを提案した。ただし、GHG プロトコル事業者排出量算定基準の使用は除く。

事務局は、GHG プロトコル事業者排出量算定基準を用いて報告を行っている公的部門の主体は、適用した手法やその論拠を開示しているため、GHG プロトコル事業者排出量算定基準ではない方法を選択する方が適切な状況では、そうすることが認められるという反証可能な推定が成り立つことを提案した。

メンバーのコメント

- S2は各スコープの開示でGHGプロトコルをほぼ組み込んでいるので、GHGプロトコルを必ずしも義務付けなくてよい、という記載には不安がある。
- 異なる方法を無制限に受け入れることには疑問がある。
- SMCか何かで意見を求めるべき。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主体自身の事業によるGHG排出量に関する開示規定を、IFRS-S2と整合させることが適切である。ただし、GHGプロトコル事業者排出量算定基準の使用を要求する規定については除く。</li> <li>• GHGプロトコル事業者排出量算定基準を用いて報告を行っている公的部門の主体に関する反証可能な推定を含める。</li> <li>• ただし、上記はいずれも、事務局への下記指示事項が適切に対処されることが条件である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GHGプロトコルの使用に関する反証可能な推定について、IPSASBにおける討議と検討を説明するBCとSMCを設ける。</li> <li>• GHGプロトコル以外の技法が使用される場合、当該技法は確立し受け入れられているフレームワークに基づくべきであることを明示する。</li> </ul>

**(7) スコープ3のGHG排出量の報告：主体自身の事業（6.2.7）**

事務局は、主体自身の事業による重要なスコープ3の排出量に関する開示を求めることを提案した。また、重要なカテゴリーの評価に関する適用指針を追加することも提案した。

メンバーのコメント

- 英国でTCFDを採用したのは、S1とS2がまだ出ておらず、IPSASBの動向もわからなかったから。公的部門特有の理由がない限りは民間に従うという原則がある。
- NZではデータが収集できるようになったので、重要性を勘案しつつスコープ3のカテゴリーにも対応している。簡単などころから着手するが、大きな領域は見逃さないことが大切である。
- 重要性の概念を適用して、開示すべき項目を選択する必要がある。基準書に重要なカテゴリーを追加すべきかどうか、意見が欲しい。また、政策立案者はスコープ3の範囲外ということによいか。
- スコープ3を適用することが可能な先進的な主体は一部にあるが、費用対効果の問題だと思う。
- 下流側のスコープ3の境界線をどう設定するべきかが疑問。
- スコープ3がGHG排出量の大部分を占めていることを忘れるべきではない。すぐにも始める必要があり、このままでは過少報告になる。

- スコープ2については、マーケット・ベースの情報開示を追加しているが、S2 どおりに戻した方が良いと思う。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主体は、自身の事業に関して、重要なスコープ3の排出量を報告すべきである。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スコープ3の報告と、公共政策プログラムに関して明確に説明する。これには、政策の実行者と受け手による排出量を、政策設定者のスコープ3の報告に含めるべきか、及びどのように含めるべきかを含む。</li> <li>• GHG プロトコル事業者排出量算定基準を用いることについての反証可能な推定を提供する IPSASB の提案に関し、SMC を設ける。</li> <li>• GHG プロトコルのスコープ3のガイダンスに従った開示が必要なカテゴリーには含まれない、公的部門特有のその他のスコープ3の排出量が存在するかどうかについて、SMC を設ける。</li> <li>• スコープ2に関する開示について IFRS-S2 号に整合させるべきか、又は公的部門との違いを反映するために必要な何らかの見直しを行うべきかを検討する。</li> </ul>

#### (8) 産業ベースの指標－自身の事業 (6.2.8)

事務局は、一定の公的部門の主体の活動に関連する指標の識別にあたり、検討すべき参照先の候補として、SASB 及び GRI のセクター別基準を提案した。

メンバーのコメント

- 他の基準の指標を修正等したガイダンスを示すのか。
- SASB 等の指標は非常に適切である。
- SASB のセクター別をよく見ると、公共事業やヘルスケアなど、公的部門に関係する内容が多く含まれている。含まれていない重要なセクターを特定し、それらについてのガイダンスを検討すべきである。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間セクターの産業別ガイダンスを、産業別の指標の選択肢として認めるべきである。</li> </ul>
------	---

#### (9) 内部の炭素価格－主体自身の事業と気候関連の政策活動 (6.2.9)

事務局は、以下の事項を提案した。

- 内部の炭素価格の用語定義を IFRS S2 と整合させる。
- 内部の炭素価格が主体自身の事業に関してどのように使用されるのかに関する適用指針を示す。そのような価格についての情報ソースの候補も提示する。
- 気候関連の政策活動に関する戦略の設定で使用された、内部の炭素価格設定について開示を要求する。



メンバーのコメントは特になかった。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部の炭素価格は公的部門でも、主体自身の事業と、気候関連の公共政策プログラムに関する戦略設定の両方について適切である。</li> </ul>
------	---

**(10) 経過措置 (6.2.10)**

事務局は、以下の事項を提案した。

- 報告初年度の開示に関する経過措置を IFRS S2 と整合させる。
  - 比較情報を不要とする。
  - 自身の事業に関するスコープ3の開示を不要とする。
  - 主体の財務諸表の公表後に気候関連開示を報告することを認める。
- 気候関連の政策活動の開示に免除規定を定め、基準書適用日より前に気候関連の政策を行ったことによる GHG 排出量の変動に関する報告を主体が行わないことを認める。

メンバーのコメント

- 気候変動に関連しない政策については、何らかの救済措置はあるのか。
- 公的部門の主体は多様であるが、全体統合した報告をどうするかがとても重要。
- 提案に同意。意見を聞いて、必要なら対応すればよいと思う。
- 経過措置は、各法域に任せるべきである。また、スコープ3のデータ収集についてはどうすれば良いのか。規制当局は範囲から除外するのか。
- スコープ改訂の免除規定は基準書適用初年度から受けられるようにすべき。
- スコープ3の適用免除についてはいつからなのか。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置によって、比較情報は不要とする。</li> <li>経過措置によって、スコープ3の GHG 排出量の開示を不要とする。</li> <li>経過措置によって、最初の報告期間では、主体の財務諸表の公表後に気候関連開示を報告することを認める。</li> <li>ただし、上記はいずれも、事務局への下記指示事項が適切に対処されることが条件である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置の案について SMC を設け、公的部門では他にどのような免除規定が必要か、及びその理由を回答者に質問する。</li> <li>データが入手可能かつ利用可能な場合には、免除規定を使用しないで1年目から開示できることを明示する。また、IPSAS 第33号の堂宇用の規定に関する表現方法を活用することも検討する。</li> </ul>

**(11) 一般的な要求事項：ガイダンスの情報源、報告の配置、報告のタイミング、比較情報、並びに、判断・不確実性・誤謬 (6.2.11)**



事務局は、以下の事項を提案した。

- 開示の配置、報告のタイミング、比較情報、判断・測定の不確実性・誤謬について、IFRS S1 号のガイダンスと整合させる。
- 当該ガイダンスの情報源について、公的部門特有のガイダンスの追加を検討する。

メンバーのコメント

- 付録 B の一部は気候に関連しないので削除すべきである。
- 相互参照の形式をとれば S1 に合わせることができる。
- 財務諸表と同時にサステナビリティ報告を提示することは厳しいと思う。
- 各国の規制当局が期限設定できると思うが、財務諸表と同時は難しい。
- 財務情報と見比べる必要があるので、同じように報告する必要がある。
- 間違ったメッセージを政府に示すことになるので、同時にすべき。GPFR としてのロジックにも問題が生じる。
- GPFR のひとつという理解で合っているか。
- 天然資源の基準と同時期に承認されるが、測定の不確実性に関する考え方が両者で異なっているので、BC 等で概念を明確に説明すべきである。
- 不確実性に関しては概念フレームワークと同じ考え方に拠っているからである。
- 遡及適用は現実的ではない。
- 資産管理、貸付、保険等に関するガイダンスを削除しているが、残した方が良い。
- パラグラフの間で、政策活動の影響先に対する記載が一貫していない。
- 風評リスクやステークホルダーの期待は、環境や気候に大きな影響を与えるような重要な政策の影響に関わるものなのか。
- 予想される政策についての説明や開示を求めることには慎重になるべき。

決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開示の配置、比較情報、準拠性、判断について、IFRS-S1 号のガイダンスとの整合性をはかることが適切である。</li> <li>• 報告のタイミング、測定の不確実性、誤謬、ガイダンスの情報源については、適切である。ただし、事務局への下記指示事項が適切に対処されることが条件である。</li> </ul>
事務局への指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ガイダンスの情報源についての AG を IFRS-S1 号を元に策定することは、気候固有の開示基準に適切かどうかを判断する。</li> <li>• 気候関連の情報を財務諸表と同時に開示する要求事項をレビューし、報告のタイミングについての SMC を検討する。</li> <li>• サステナビリティにおける測定の不確実性に関する文章を、レビューする。</li> <li>• 遡及適用について、ISSB の要求事項とガイダンスをレビューする。</li> </ul>

以 上